

現場説明事項・施工条件明示事項

この現場説明事項・施工条件明示事項は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.3.5、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び（機械設備工事編）1.3.3 による「施工条件」の特記事項である。

また、工事を進めるにあたり、「長野県営繕工事の手引き（長野県建設部施設課）」を活用すること。

1 工程関係

- ・本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考
なし				

- ・本工事に近接・競合する工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考
なし				

~~→改修工事における工事個所の順番は図〇〇のとおり。~~

~~→本工事は執務並行型の工事である。~~

- ・施工時間

原則として平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。また、振動・騒音の発生する工事の作業時間については、あらかじめ監督員及び施設管理者と協議をすること。

2 用地関係

- ・施工に必要な仮用地

3 安全対策関係

① 交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他者に委託する場合は、受託者は警備業法第 4 条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

※交通誘導警備員は、施設管理者等からの要請又は施工条件に変更が生じた場合を除き、原則として設計変更の対象としない。（任意仮設）

~~→工事期間中 延べ 〇〇 人の交通誘導警備員とし、設計変更の対象とする。（指定仮設）~~

~~→交通誘導警備業務に係る 一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置する。（指定仮設）~~

② 安全施設

受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。(任意仮設)

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには設計変更の対象とする。

4 工事用道路関係

- ・現場への工事関係車両の入退場は以下の路線から行う。

路線名：駒ヶ根市道

※上記を基本とするが、必要な場合は市道等も検討すること。

- ~~・以下の路線は、大型車両の通行にあたっては制限があるため、受注者にて所轄警察署にて通行の許可を受けること。~~

~~路線名：~~

5 仮設備関係

- ~~・特記仕様書において、監督員事務所を設けることになっている場合は、以下の規模・仕様とする。~~

~~・大きさ ○○㎡程度(会議室を兼ねる)~~

~~・備品 ○○台(打合せ用長机程度)~~

~~・椅子 ○○脚(パイプ椅子程度)~~

~~・エアコン 式~~

~~・その他~~

- ~~・なお、監督員事務所の維持管理については、工事受注者の責務において行う。~~

6 建設副産物関係

- ・本工事の建設発生土は、次の場所に搬出すること。

受入場所：有限会社 上沼組

運搬距離：受入場所までの運搬距離は、11km 程度

本受入場所は、発注段階で暫定的に指定したものであるが、受入場所を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。なお、受注者の都合により受入場所を変更した場合は、原則として設計変更の対象としない。

なお、本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定に基づく再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明すること。

また、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告すること。

- ・現場内に車両重量計(トラックスケール)を設置し、建設副産物の積載前後の重量を計測すること。
最終的な建設副産物の数量にて設計変更を行う。

7 生産性向上技術の活用関係

※本工事は、「長野県建築工事における週休2日工事实施要領」により、発注者が週休2日工事に取組むことを指定した工事ではない。

→本工事は、「建築工事における情報共有システム活用試行対象工事」である。情報共有システムを導入するにあたっては、「建築工事における情報共有システム活用試行要領（長野県建設部建築住宅課）」に基づき実施すること。

試行要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/asp.html>

8 ワンデーレスポンス・ウィークリースタンス

① この工事は、ワンデーレスポンス・ウィークリースタンス実施対象工事である。

② 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。ただし、即日回答が困難な場合は、回答が必要な期限を受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなどの回答を「その日のうち」にすること。また、受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況等を把握できる工程管理の方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

③ 「ウィークリースタンス」とは、受発注者間で効率的かつ計画的に工事・業務を進めるためのルールを定める受発注者共同の取組であり、成果物の品質確保と、ワークライフバランスの推進による担い手の確保・育成を目的とする。「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者間で十分な意思疎通を図り、取組を行うとともに、取組内容については施工計画書に記載すること。

実施要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/weeklystance.html>

9 その他

① 保険

受注者は、以下の保険に加入すること。

※工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険（建設工事保険、組立保険、火災保険）。なお、保険金額は、請負金額以上とする。

※工事作業員・作業員の身体傷害を填補する保険（法定外労災補償）。

法定外の労災保険への付保状況について、受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものにより、監督員の確認を受けなければならない。

→工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険（請負業者賠償責任保険）。

② 部分引渡し

→工事の完成に先だって引渡しを受ける部分（指定箇所）は、図〇〇に示す箇所とし、その時期は〇〇〇とする。

③ 共通費実態調査

→本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「共通費実態調査」の対象工事である。

——なお、調査票は、以下に掲載している。

——調査票：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html

④ 工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注機関の長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。